

安来市介護保険事業者における事故等発生時の報告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の介護保険事業者（以下「事業者」という。）が介護保険適用サービスの実施中に事故等が発生した場合において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に基づき、安来市及び他の関係自治体に対する報告等の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険適用サービス 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援及び施設サービス並びに法第8条の2に規定する介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援をいう。
- (2) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

(報告)

第3条 事業者は、次の表の事故等の範囲欄のいずれかに該当したときは、速やかに当該報告様式欄に定める様式により市に報告する。この場合において、被保険

者が安来市以外の市町村に属している場合は、併せて当該市町村に報告を行うものとする。

事故等の範囲		報告様式
1 介護保険適用サービスの提供によって、利用者の怪我又は死亡事故が発生したとき。		介護保険事業者事故報告書(様式第1号)
2 食中毒又は感染症が発生したと認められたとき。	結核以外のもの	食中毒・感染症疑い発生状況連絡票(様式第2号)
	結核	介護保険事業者事故報告書
3 職員(従業者)が法令違反又は次に掲げる不祥事を起こしたとき。 ア 利用者からの預かり金の横領 イ 送迎時の交通事故 ウ 利用者への虐待、体罰又は人権侵害等利用者の処遇に影響があると認められる行為		介護保険事業者事故報告書
4 利用者が行方不明になったとき。 ア 行方不明となった当日中に発見できなかったとき。 イ 警察に捜索願を届け出たとき。		介護保険事業者事故報告書
5 施設内での火災等の発生など、施設管理上の事故により利用者に影響を与えたとき。		介護保険事業者事故報告書
6 その他報告が必要と認められる事故等が発生したとき。		介護保険事業者事故報告書
(注) 1 介護保険サービスの提供とは、送迎時又は通院時等を含む。 2 怪我の程度については、原則として医療機関において受診を要したものとする。 3 事業者の過失の有無は問わない。(利用者の自己過失による場合を含む。) 4 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるときは報告を要する。 5 利用者が事故発生から一定期間を経過して死亡したときは、再度報告すること。		

(報告に対する対応)

第4条 市は必要に応じて、事業者へ調査及び指導を行うとともに利用者に対して事実確認等を行うものとする。

2 島根県の対応が必要な事故等については、島根県に情報提供するものとする。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。